

島根県障害者施策推進協議会条例の一部改正について

平成24年3月13日 障がい福祉課

1 提案理由

○島根県障害者施策推進協議会の設置根拠である障害者基本法の改正に伴い、島根県障害者施策推進協議会条例について所要の改正を行う必要がある。

2 障害者基本法改正（平成23年8月5日改正法公布）の背景と主な内容

- 「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」（平成22年6月29日閣議決定）等に基づき、『障害者の権利に関する条約』（日本は未締結）の締結に必要な国内法の整備を始めとする障害者制度の集中的な改革の一環。
- 『障害者の権利に関する条約』が求める国内の条約の実施及び監視の枠組みとして、各都道府県に『地方障害者施策推進協議会』を改組する『審議会その他の合議制の機関』（名称は設置条例に委任）を置くこととされた。

3 条例改正の概要

- ①名称を『島根県障がい者施策審議会』に改める。
- ②審議会が処理する事務に『施策の実施状況の監視』等を追加。
- ③改正法施行による条ずれに対応した必要な事項の改正。

4 改正条例の施行日

改正法施行日又は条例公布の日のいずれか遅い日

〔参考〕島根県障がい者施策審議会の役割等

- 障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進に係る必要事項や、関係行政機関相互の連絡調整事項に関する調査審議
- 障害者基本法に基づく障害者計画や、障害者自立支援法に基づく障害福祉計画の策定時の意見陳述
- 『障害者の権利に関する条約』の実施及び監視の枠組みの一部を担うこと

